3564 号　2022 年 07 月 18 日

解説

PwC あらた有限責任監査法人　公認会計士　浅井　麻菜

IFRSをめぐる動向　第 144 回　IFRS 実務記述書第1号「経営者による説明」プロジェクトの動向

（42 頁）

Ⅰ．はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等における討議内容に基づき、IFRS をめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、IFRS 実務記述書（Practice Statement）第1号「経営者による説明」（Management Commentary）（以下「PS 第1号」という。）の改訂プロジェクトの動向について説明します。本プロジェクトは、2010 年に公表された現行の PS 第1号に代わる、投資者及び債権者の情報ニーズに焦点を当てた包括的な要求事項を開発するものであり、IASB は 2021 年5月に公開草案を公表しました。本稿では、公開草案の主な内容を振り返るとともに、2022 年3月・4月開催の IASB 月次会議で討議された公開草案に対するフィードバックについて紹介します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りします。

Ⅱ．公開草案の概要

経営者による説明とは、企業の財務諸表を補完する報告書であり、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力についての経営者の洞察を提供するものとされています。経営者による説明は、「経営者による検討及び分析」、「経営及び財務のレビュー」、「戦略報告書」など様々な名称で呼ばれることがあります。

公開草案では、経営者による説明の目的について、以下のように説明しています。

【経営者による説明の目的】

経営者による説明は次のような情報を、重要性がある場合（※1）には、提供しなければならない。

・企業の財務諸表において報告される企業の財務業績及び財政状態についての投資者及び債権者の理解を高める。

・すべての時間軸（長期を含む）にわたり企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての洞察を提供する。

（※1）情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合

次に、公開草案では、次のような目的ベースのアプローチが提案され、開示すべき情報についての詳細で規範的なリストは提供しないとしています。

1　経営者による説明の目的を定める

2　6つの内容領域を定め、それぞれの内容領域について、経営者による説明で提供される情報が満たす必要がある3段階の開示目的を定める

3　開示目的を満たすために必要とされる、重要性がある可能性がある情報の例を示す

図表1　目的ベースのアプローチ

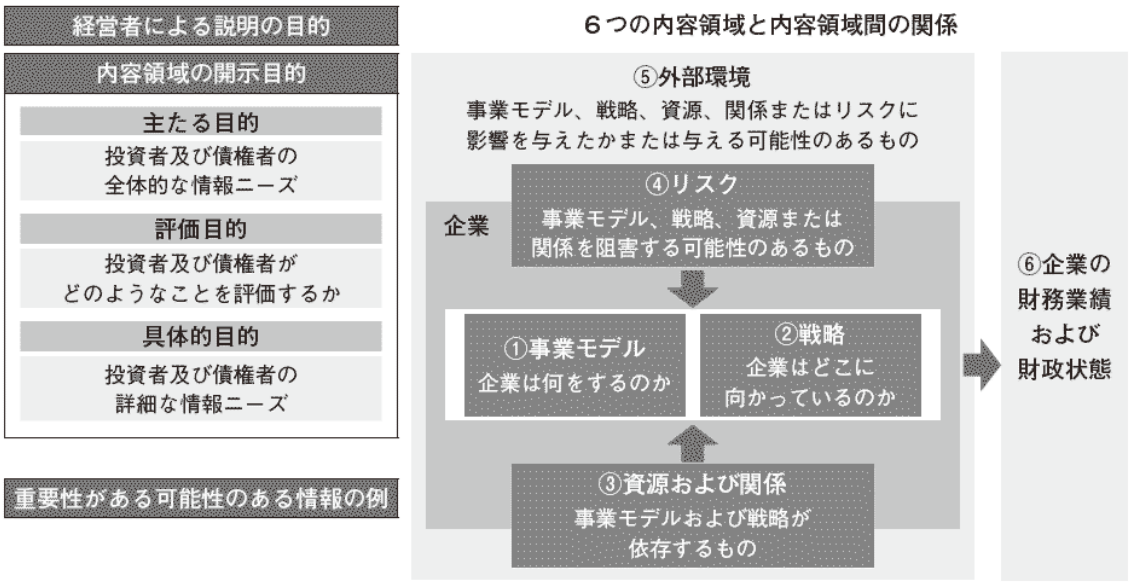

（参考：Management Commentary に関する IASB Project page ウェブキャスト資料）

また、公開草案では、経営者による説明が、主要事項（key matters）に焦点を当て、重要性がある情報を提供することを要求しています。主要事項とは、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠な事項をいい、投資者及び債権者にとって重要性がある情報の多くは、主要事項に関するものである可能性が高いとしています。公開草案では、内容領域ごとに、主要事項の例、重要性がある可能性のある情報の例が、それぞれ図表2のように示されています。

図表2　公開草案で示されている例（事業モデルの場合）

主要事項の例	重要性がある可能性のある情報の例（※2）
・顧客に対する企業の価値の提案を支える特	・企業の概要及びその営業の範囲の概要

徴 （例：製品開発や販売後のサービスの質） ・企業の製品又はサービスを差別化して企業に競争上の優位を提供している特徴 （例：個々の顧客のニーズを満たすために適応したテクノロジー）	・企業の市場、販売流通経路及び顧客の区分の概要 （※2）3つの開示目的のうち、具体的目的に関連付けてそれぞれ例が示されている。

Ⅲ. 公開草案へのフィードバック

IASB スタッフの分析によると、公開草案にはコメント期限の 2021 年 11 月 23 日までに、68 のアウトリーチイベントと 82 のコメントレターを通じてフィードバックが寄せられました。全般的に多くの回答者が IASB の提案に賛成し、一部の回答者からは、反対や懸念、新たな提案を示したフィードバックもありました。また、コメント期間終了前の 2021 年 11 月3日に IFRS 財団から国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立が発表されており、回答者の大半が本プロジェクトと ISSB の将来の作業との相互関係についてコメントしています。

ここで、経営者による説明とサステナビリティ情報との関係については、公開草案の解説では図表3のように示されており、作成者は将来的には ISSB が開発する基準を適用して、経営者による説明に含める重要性のあるサステナビリティ情報を特定できる可能性があると説明しています。

図表3　経営者による説明とサステナビリティ情報との関係

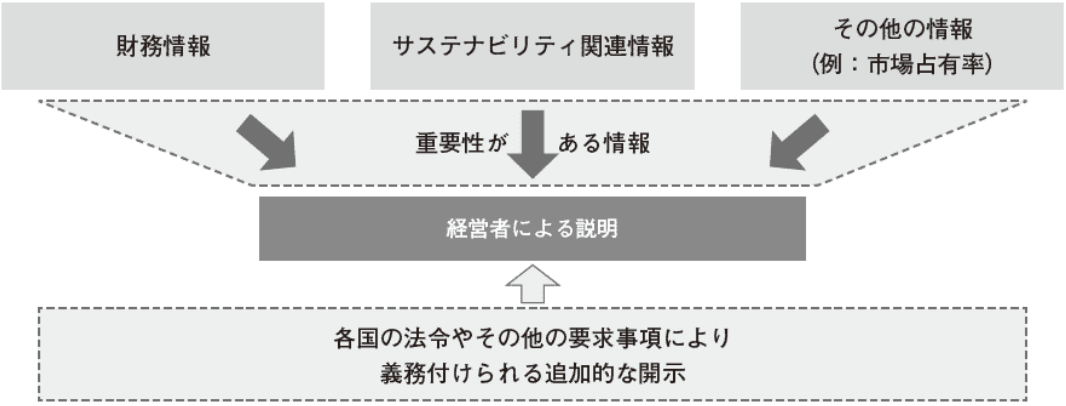

（参考：Management Commentary に関する IASB Project page ウェブキャスト資料）

以下では、2022 年3月・4月開催の IASB 月次会議で討議された公開草案への主なフィードバックを紹介します。

1. プロジェクトの方向性

・多くの回答者が、本プロジェクトの必要性についてコメントし、IASB が行う改訂作業に賛成
・一部の回答者は、投資者だけでなく、より広範囲の利害関係者の情報ニーズに焦点を当てることを提案
・大半の回答者が、本プロジェクトと ISSB の将来の作業との相互関係についてコメントし、その多くが、
・IASB、ISSB の両審議会が本プロジェクトについて協働することを要望（PS 第1号と ISSB が開発するサステナビリティ開示基準が重複する可能性）
・ISSB の作業が進展するまで本プロジェクトを休止することを提案
・多くの投資者が、サステナビリティ関連事項だけでなく、経営者による説明のその他の側面に係る改善も求めることを強調
・一部の回答者は、最終文書の位置付けについて、「現在の強制力のない実務記述書の位置付けを維持することに賛成」、「強制力のないフレームワークとする」、「基準とすべき」、「通常コネクテッドレポーティングと称される包括的なフレームワークの構築を提唱する」など、様々な見解を提示

2. 経営者による説明の目的

・大半の回答者が、公開草案の目的案に賛成
・いくつかの回答者は、企業の資源に対する経営者のスチュワードシップ（受託責任）を評価するための情報の提供について明示的に言及するなどの改善を提案
・一部の回答者は、より広範囲の利害関係者の情報ニーズに対応し、価値創出の概念についてより広い視点を持つよう、目的を修正すべきと提案
・ほとんどの回答者が、「すべての時間軸（長期を含む）にわたり」企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に言及している点に賛成
・ほとんどの投資者が、経営者による説明に含める情報（特に指標）を識別するにあたっての経営者の視点の重要性を強調

3. 目的ベースのアプローチ

・大半の回答者が、目的ベースのアプローチに賛成
・一部の回答者は、経営者が開示すべき情報を識別するために少なくとも最初は苦労する可能性や、開示すべき情報の詳細なリストを提供するアプローチに比べ、比較可能性の点で劣る可能性に言及
・いくつかの基準設定主体と投資者は、目的ベースのアプローチの柔軟性により、重要性がある情報の開示を回避することも可能となることを懸念

・一部の回答者は、投資者にとって特に重要なトピックに関する情報など、重要性がある場合には常に開示されなければならない情報のいくつかの種類（「ベースライン」）を明示することでアプローチ案を強化することができると提案

4. 開示目的及び内容領域

・大半の回答者が開示目的の設計、内容領域案及び内容領域ごとに提案された開示目的について賛成
・多くの回答者が、提案された3層構造の開示目的は複雑であり、作成者にとって煩雑であると懸念
・一部の回答者は、評価目的を削除するか、具体的目的又は主たる目的と統合することで、構造を簡素化することを提案
・一部の回答者は、内容領域に「ガバナンス」を追加することや、「リスク」の対象範囲を拡大しリスクと機会の双方を含めることを提案
・一部の回答者（主に各国の基準設定主体）は、経営者による説明から企業の機密に関わる情報を省略することを企業に認める例外を設けることを提案

5. 主要事項（key matters）及び重要性がある情報

・多くの回答者が、主要事項に焦点を当てるという公開草案の提案に賛成
・多くの回答者が、主要事項に焦点を当てるという要求事項と、重要な情報を提供するという要求事項との関連を明確にする必要があると提案
・一部の回答者は、「主要事項」という用語が監査報告書に用いられる「監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters: KAM）」と混同されかねないとして、用語の見直しを提案

6. その他の事項

上記以外の領域についても、全般的に多くの回答者が IASB の提案に賛成した他、それぞれ主に下表のようなフィードバックがありました。

項目	寄せられたフィードバックの内容
長期的な見通し、無形の資産及び関係並びに ESG 事項	・一部の回答者は、PS 第1号における特に ESG 事項に係る要求事項と、ISSB の将来の要求事項との間の結合性（connectivity）の必要性を強調 ・多くの回答者が、PS 第1号においてガバナンス事項に係る報告を明示的に扱うべきであるとし、ガバナンス関連の情報を経営者による説明にお

	いて提供することを提案
重要性の判断の行使	・いくつかの回答者は、重要性がある情報の定義を概念フレームワークにおける文言と同一にすることを提案 ・一部の回答者は、重要性の判断の指針を PS 第1号でなく、IFRS 実務記述書第2号「重要性の判断の行使」に含めることを提案
完全性、バランス、正確性及びその他の属性	・一部の回答者は、IASB は PS 第1号を最終化する前に、ISSB が将来公表する要求事項やガイダンスを考慮するか、ISSB と協力して、属性を開発すべきと提案 ・一部の回答者は、他の報告書への相互参照によって経営者による説明に情報を含めることを認めるという公開草案の提案について、より複雑性が増すなどを懸念
指標	・いくつかの回答者は、指標の選択にあたり経営者の視点にさらに重点を置くべきであると提案 ・多くの投資者が、指標が同一企業の異なる期間及び類似の企業間の両方で比較可能である場合、指標の有用性がさらに高まると強調
識別、承認及び準拠の旨の記述	・一部の回答者は、PS 第1号の適用が強制されないことから、準拠の旨の記述の要求または許可は、各国の規制当局が行うべきと主張 ・いくつかの回答者は、財務諸表が IFRS 基準に従って作成されていない場合でも企業に PS 第1号への準拠の旨を記述することを認めるという提案について、財務諸表が IFRS 基準に準拠して作成されているという印象を生むリスクを懸念
発効日	・いくつかの回答者は、公表日以後に開始する年次報告期間に、現行の PS 第1号を置き換えるとする提案について、より長い移行期間が必要であると主張 ・一部の回答者は、本プロジェクトと ISSB の将来の作業との相互関係が明確になるまで、PS 第1号を最終化し、発効日を設定するべきではないと主張

Ⅳ. おわりに

本プロジェクトの次のステップとして、プロジェクトの方向性の決定が予定されていますが、その時期については明確にされていません。

本プロジェクトとの関連が想定されるサステナビリティ開示を巡っては、ISSB が 2022 年3月、サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項及び気候関連開示基準の公開草案を公表し、本年末までの最終化が予定されています。我が国においても、サステナビリティ開示に関する国際的な意見発信等を行うサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が設置され、また、金融審議会　ディスクロージャーワーキング・グループでは、有価証券報告書へのサステナビリティ情報の記載欄の新設が提言されるなど、急速な進展を見せています。本プロジェクトの方向性は現時点では示されていないものの、PS 第1号の最終化にあたっては、IASB と ISSB が緊密に連携していくことが予想されます。